

調達要求番号：4N5U1A10110

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
福島地方協力本部旧庁舎看板等撤去役務	福島地本-Z200057	
	作成	令和6年12月2日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊福島地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊福島地方協力本部において管理する看板等の撤去について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次に規定するほか、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.4 法令等

産業物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

1.5 一般的事項

本業務実施に当たっては、この仕様書によるほか、検査官等の指示に基づき実施すること。

なお、本仕様書に記載及び検査官等の指示がなくとも技術的に成すべきことは積極的に実施すること。

2 履行場所

福島県福島市南町86番地

3 履行期間

3.1 工事

契約を締結した翌日から令和7年3月31日（月）まで

4 建築物等の撤去に関する要求

4.1 全般要求

支柱等撤去及び破断

細部は、調達要領指定書による。

4.2 撤去建築物

看板等（支柱、基礎部分、その他の看板を構成するもの全部分）

4.3 撤去作業内容

a) 撤去に際し、必要な機材、資材の全て、電源等は契約の相手方が準備するものとする。

b) 許認可に係る申請・届出等については契約の相手方が実施するものとする。

c) 作業中は、必要に応じて保安灯及び柵などの危険防止のための措置を行い、公道においては通行車両等の妨げにならないよう安全管理を徹底するものとする。

- d) 支柱については、人力で運搬可能な大きさ（長さ1 m程度）に破断し、担当官が指定する場所に搬送する。
- e) 建築物等撤去後は、最適材により埋戻す。

4.4 看板等撤去作業終了後の仮設物等の撤去及び現場の清掃

契約の相手方は、看板等の撤去作業終了後、直ちに仮設物等の撤去を履行期間内に完了し、現場の清掃を確実に行うこと。

5 その他の指示

5.1 提出書類

本役務での提出書類は表2のとおりとし、速やかに官側に提出するものとする。

表2—提出書類

名称	時期等	数量	提出先
現場作業員名簿	任意様式で、契約後	1部	分任契約担当官自衛隊 福島地方協力本部長
工程表			
作業完了届	任意様式で、作業完了後		
工事写真	作業完了後		

※ 提出書類は、内容に応じ適宜に集約して提出できるものとする。

5.2 検査

役務の完了検査については、仕様書に示された提出書類のうち、作業完了届を確認することにより完了するものとする。

5.3 事故防止と補償

本業務の履行に当たっては、関係法令等を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すこと。

万一、業務履行中に第三者、作業員若しくは官側等の人身事故等又はその他建築物若しくは公共物への損傷があった場合は、契約の相手方の責任において、その損害を賠償等しなければならない。

ただし、天災地変等受注者の責に帰さない場合は、この限りではない。

6 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、検査官等を通じて要求元と協議する。